

浅川ダムに関する意見

中村 靖

1. 河川整備計画の策定と評価監視委員会の役割について

平成9年度の河川法の改正により、「河川管理者が河川整備の内容を明らかにする河川整備計画を定めること」が制度化され、学識経験者に対する意見聴取等の手続きをはじめ作成手続が決められた。

この場合、対象河川の地域をよく知った学識者の意見を聴くことが重要である。

浅川に関する河川整備計画は、ホームページ等で一般住民に対して公表され、「学識者への意見聴取」に関しては、河川工学をはじめ必要な分野の学識経験者を3回にわたって参集し、議論を行った上で意見を聴いている。また、実際の学識経験者のメンバーを確認したところ、工学関係の他に文化財、地元の農業水利、漁業関係の方々と広い分野より構成され、浅川に関しては、私ども公共事業の評価監視委員会に比べ、専門性が高く、地域の学識が豊かな方により、具体的な議論がなされている。

現行の県再評価要綱の中では、こうした手続きを経て実施することとした河川事業の再評価上の取り扱いについて具体的な規定がないことから、国土交通省の再評価実施要綱「河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定、変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。」との条項を準用し、浅川ダムに関しては再評価が既に実施され、県として事業実施の意志が決定されたものとして取り扱われた。

このように前例がなく、具体的な規定がない場合、市町村は県の、県は国の要綱や要領に準拠して対応していくのが現状であり、今回の県の対応も、当然のものであると考える。

私たち評価監視委員は県の再評価要綱と要領に基づき、委員として委嘱されていること、また国の要綱に準拠し、長野県評価監視委員会で諮らないことを県再評価委員会で決定したとの説明を踏まえれば、長野県評価監視委員会には今回の浅川ダム計画に関する審議を行う権限はないものとする。

2. 河川整備計画に関する地域住民への説明について

前述したように、河川整備計画策定により、県として再評価が行われたものとみなし、事業を実施するとの意志決定がなされたものであることを踏まえれば、その意志決定を行う過程で、計画の内容を関係の市町村長、地域住民に十分に説明を行い、理解を求めることも公共事業を進めていく上で行政が担う重大な責務である。

浅川に関して、長野県ホームページ等により確認を行ったところ、平成19年2月8日に河川整備計画策定の方針が決定された以降、原案が策定された段階など、策定の各段階で、流域協議会やだれでも参加できる形での説明会、関係地元区長等で構成される協議会において十分な説明を実施してきている。

また、最終的には長野市長、小布施町長にも直接、内容の説明を行い、同意する旨の回答を得ており、現段階に至る過程においては何ら問題ないものとする。

3. おわりに

評価監視委員会の中では、浅川ダムが補助事業上、継続扱いとされてきたことを根拠に、審議案件にすべきか否かといった議論がなされたが、少なくとも、今回の浅川の治水専用ダムが、前知事による「脱ダム」宣言や平成15年度の再評価を契機に、長い年月をかけて検討を行った末、最も合理的な対策として新たなスタートを切るものであることはまぎれもない事実である。

また、再評価制度にせよ、河川整備計画の策定にせよ、最終的に、「住民の生命・財産を水害から守る」との視点に立ち、事業実施の意志決定を行うのは河川管理者たる長野県であることに変わりはない。

行政の一端を担う私の立場としては、関係の市町はもとより、地域住民を何よりも大切に、今後も、十分な説明責任を果たす中で、安全で安心な地域づくりが進められることを切に希望するものである。